

# Web

ウェブ  
みやぎ

## 第20号

2012.12月号

Webみやぎ(第20号)

発行所/建設連合 宮城県建設組合

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目5番22号  
宮城県管工事会館2F

TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

## 建設業に係る協会けんぽへの加入と 国民健康保険組合への加入について

国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や個人事業主においては従業員規模等を踏まえて、適切な保険への加入する事を求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じていることの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険の加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入する事が健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る（※）国民健康保険組合に加入し

ている者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めている者ではない。

※ 国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営する事が認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、以前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による※健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているも

のである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

※ ただし、建設連合国民健康保険組合では文中に記載の健康保険被保険者適用除外承認申請は行っておりません。従って、個人事業所から法人事業所又は個人事業所であって常時5人以上の従業員を使用する事業者は建設連合国民健康保険組合を脱退して協会けんぽへの加入になります。



# 建設連合・東北地区労働保険振興会からの お知らせ

平成25年1月・2月開催の技能講習・教育に係る講習会開催についてお知らせします。受講を希望する組合員並びに事業主の皆さんは以下の機関にお問い合わせの上お申し込みをお願いします。

玉掛け技能講習【助成金対象】		
学科	日時	1日目/平成25年2月21日 9:00～ 2日目/平成25年2月22日 9:00～
学科	会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
実技	日時	当協会指定の日 8:00～ ※2月25日より受付順に指定します(学科講習の際、実技日を指定いたします)
	会場	建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)
受講料	22,000円(受講料は消費税込の金額で、テキスト代を含みます)	

※受講申込書は建災防宮城県支部ホームページからダウンロードして頂くか、建災防宮城県支部窓口にお問い合わせをお願いします。

高所作業車運転技能講習		
学科	日時	1日目/平成25年1月22日 13:30～ 2日目/平成25年1月23日 9:00～
	日時	1日目/平成25年2月14日 13:30～ 2日目/平成25年2月15日 9:00～
学科	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)	
実技	日時	当協会指定の日 8:30～ ※平成25年1月24日より受付順に指定します(学科講習の際、実技日を指定いたします)
	日時	当協会指定の日 8:30～ ※平成25年2月18日より受付順に指定します(学科講習の際、実技日を指定いたします)
実技	会場 建災防宮城県支部 実技センター(仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 株サプライ構内)	
受講料	●大型・中型又は普通自動車免許所持者 37,700円 ●移動式クレーン運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 35,600円 (受講料は消費税込の金額で、テキスト代を含みます)	



足場の組立て等作業主任者技能講習		
日時	1日目/平成25年1月28日 9:00～	
	2日目/平成25年1月29日 9:00～ (受講時間は受講票で確認してください)	
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)	
受講料	全科目受講者	科目一部免除者
建災防宮城支部会員	9,800円	8,300円
建災防宮城支部会員以外	10,800円	9,300円
(受講料は消費税込の金額で、テキスト代を含みます)		

職長・安全衛生責任者教育	
日時	1日目/平成25年1月17日 8:55～ 2日目/平成25年1月18日 9:00～
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	14,000円(受講料は消費税込の金額で、テキスト代を含みます)
日時	1日目/平成25年2月12日 8:55～ 2日目/平成25年2月13日 9:00～
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	14,000円(受講料は消費税込の金額で、テキスト代を含みます)

【問合せ・申し込み先】

建設業労働災害防止協会宮城県支部  
電話 022-224-1797

現場管理者統括管理講習	
日時	平成25年1月16日 9:00～
会場	宮城県建設産業会館(仙台市青葉区支倉町2-48)
受講料	8,200円(受講料は消費税込の金額で、テキスト代を含みます)



平成24年10月20日(土)に「那須を探検する日帰りバスツアー」を開催しました。今回は、栃木県まで少し遠い場所だったので、集合時間が早めではありませんでしたが、時間に全員集まり午前8時に予定通り仙台駅を出発しました。心配された、天候にも恵まれ色々な景色を車窓から参加者の皆さんは楽しんでいました。途中、安達太良サービスエリアで休憩を取った後、10時45分頃に最初の見学先「トリックアート迷宮?館」に到着。集合写真を撮ってから各自見学をしました。

**那須を探検する**  
日帰りバスツアーを  
開催しました!

中に入ると色々な仕掛けがしてあるアートや、目の錯覚を利用したクイズ形式のアートなどがあり、みなさん写真を撮ったりクイズの答えを考へながらじっくり見学していました。その後、昼食会場へバスで移動する中、ガイドさんの提案で到着時間当てクイズで盛り上がりながら「チーズガーデン五峰館」に向かいました。

五峰館には色々なチーズやワイン、ベーコンやソーセージなど種類豊富な品々があり、みなさん味を確かめながらお土産を選んでいました。中でも「御用邸チーズケーキ」はとても人気がある商品との事でほとんどの方がお土産に購入されていたようです。昼食と買い物を楽しんだ後、那須サファリパークに向かいました。那須サファリパークでは、専用バスに乗換ガイドさんの説明を聞いてから出発しました。園内では、ホワイトラライオン、アフリカライオン、ベンガルトラなどの猫科の動物がいて、ライオンのたてがみやトラの模様的美しさに皆見入っていました。奥に進むと今度はサイやカバがいて、とても大きかったです。キリンやゾウ、シマウマやラマなどにはバスの中からエサをあげる事ができました。最初は怖がっていた参加者ですが、最後は皆楽しそうに動物たちにエサ

をあげていました。

那須サファリパークを15時15分頃に出発して、途中往路と同じ安達太良サーブスエリアで休憩を取った後、仙台駅に向かいました。高速の車の流れもスムーズで18時30分頃仙台駅に到着しました。

今回は、親子で一緒に参加した組合員家族が多かったので、子供を通しての交流などもあり、新たな思い出ができたバスツアーだったのではないかと思います。また、応募が殺到し残念ながらご参加いただけなかった方も、ご家族皆様で参加いただけた企画をしたと思いますので、是非ともまたのご応募をよろしくお願ひします。



馬場 亨 法律事務所

弁護士 馬場 亨

法律豆知識



今回のテーマは

● 建物賃貸借契約終了時の『原状回復義務』

建物の賃貸借契約において、賃貸借契約が終了し、賃借人が建物を賃借人に返還するとき建物の状況をどのような状態で返還しなければならないか。多くの場合、契約書に「原状に回復して返還する。」ものとされている。

この場合、「原状」とはどのような状態のことを言うのであろうか。「原状」であるから、借りた時の状態ということである。賃借人が建物を借りてから建物に付加した設備とか内装とかが有れば、これを撤去して建物の引き渡しを受けたときの状態にして返還しなければならぬ。

では、賃借を開始した時に新しい内装などが施された建物の引き渡しを受けたという場合はどうであろうか。何年か使用していれば普通の使用の仕方であっても、日焼けしたり、

すり切れ部分ができたりする。いわゆる経年劣化・通常損耗がある場合、この内装を新しくして返還しなければならないのだろうか。

賃貸借の対象建物が居住用であるか、事業用であるかによって、違いがありうるので注意を要する。居住用の建物であれば、原状回復義務には、経年劣化したものを新しい状態にまで戻すことまでは含まれないと解されている。

しかし、事業用建物であれば、特約として、クロスや床板、照明器具の取り替え等まで原状回復義務の内容として定められていれば、これが認められることがある。契約書の内容だけでなく引き渡し時の賃貸建物の状況によると思われるので、賃貸借終了時に慎重に検討される必要がある。

裁判所の判例でも、契約当事者が事業者であり対象建物が事業用である場合は、賃借人の保護が薄くなっている面があるので、注意を要するところである。

馬場 亨 法律事務所

弁護士 馬場 亨

1103号室

仙台市青葉区一番町2丁目10番26号

電話 022(266)3976  
FAX 022(266)3916

# 宮城県支部からの お知らせ

## 平成24年度特定集団検診 第4回目開催中止のお知らせ

今年度の事業計画で、『特定健診等集団検診』の第4回目を1月に開催する予定でしたが、当組合の都合により中止することとなりました。毎年この時期に集団検診を予定していた組合員の皆様に紙面を通してお知らせいたします。

また、平成24年10月28日(日曜日)医療法人社団 進興会 せんだい総合健診クリニックで開催されました。第3回目の受診者数は国民健康保険加入者の受診者が146名でした。また、今回から初めての試みですが建設連合・東北地区労働保険振興会の会員で一人親方労災に加入してい

る会員に受診案内を出したところ、4名の会員の受診が有りました。合計150名の受診になりました。

今後、建設連合健康保険組合宮城県支部では、医療法人社団 進興会 せんだい総合健診クリニックの事務局と相談し、婦人科健診等の女性のための健診と日帰り人間ドックプランを企画してお知らせしたいと思います。

### ご紹介ください

当組合では、建設連合国民健康保険の新規加入者を募集しています。仕事場や近所、お知合いの方をぜひご紹介下さい。労災保険は宮城県に隣接している秋田県、岩手県、山形県、福島県に在住の方も受け入れることが可能です。お気軽にお問合せください。ご紹介いただいた方が加入された場合、紹介された組合員様へ粗品を進呈いたしております。

## 建設連合国民健康保険組合 契約保養施設 ご利用について

建設連合国民健康保険組合宮城県支部では、平成24年度の契約保養施設ガイドを組合員の各家庭へ配布しております。

このガイドブックには、約700施設の旅館、ホテル、民宿、ペンション、国民宿舎、オートキャンプ場等の全国にある契約保養所が利用できます。家族団らんや健康増進にお役立て下さい。

### 【利用対象者】

※建設連合国民健康保険組合の被保険者(組合員と家族)ただし、施設ご利用日に組合員の資格のない方は補助の対象となりません。

### 【補助額】

お一人1泊4,000円までの実費

### 【利用限度】

お一人年度内2泊まで  
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

※ご利用方法及び申請手続きは契約保養施設ガイドをご覧くださいか宮城県支部へご連絡をお願いします。

## 建設連合・東北地区労働保険 振興会からの お知らせ

### 一人親方等労災保険特別加入制度 中小事業主の労災保険特別加入に ついてのお知らせ

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、傷害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害発生状況からみて、特に労働者に準じて保護する事が適正であると認められている一定の方(一人親方等及び事業主並びに同居の家族)に対して特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。詳しくは当振興会へ問合せ下さい。

建設連合・東北地区労働保険振興会  
電話 022・264・4221

### 保険料(組合費含む)は期日までに

保険料(組合費含む)は毎月10日までに納入することになっています。納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受ける場合がありません。

## 国保保険料 (組合費含)は 毎月10日 が納期です

事業による補助を受ける場合がありません。

## 建設連合・宮城県建設組合の ホームページのお知らせ

ちよつとした確認やご紹介者へ、当組合の案内などにぜひご利用下さい。

### ▼携帯電話版



QRコードを読み取り  
使用して下さい

宮城県建設組合連合会  
宮城県建設組合  
国民健康保険組合  
合同  
『東日本大震災』  
対策本部  
NEWS  
2011-4-1  
各種給付制度  
健康保険料減免・徴収猶予  
手続き

### ▼PC版



パソコン版アドレス  
<http://miyagi-kensetu.hbf.ne.jp/>



### 冬季休業のお知らせ

年末年始の休業は次のとおりです。  
平成24年12月29日(土曜日)から  
平成25年1月6日(日曜日)まで  
平成25年1月7日(月曜日)からは  
通常業務になります。

●各種申請やご不明な点があれば、支部へご連絡ください。営業時間は平日午前9時から午後5時までです。

建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。従って、法人に勤務する従業員は加入できません。